森林環境譲与税を活用した支援策



里山再生支援事業

目的

里山林の有する水源涵養機能や生物多様性保全機能等の高度発揮に資するため、荒廃した竹林の再生等の取組を支援する。 【施業の状況(竹林整備)】

【事業内容等】

竹林整備	・放置竹林の皆伐、植栽、下刈り・除伐 ・下刈り及び除伐の対象林齢は、原則5年生までそれぞれ年 1回とする。	
里山林整備	・枯死木等の抜き伐り・伐採等により、森林として成林する見込みがなくなった箇所については、植栽を行うことができる。	
歩道整備	・上記に付随する歩道の作設又は修復。	

(補助額) 事業に要する 経費の100% 以内



・森林所有者等への啓発と合意形成・森林所有者等と補助事業者とのマッチング

町

森林所有者 (地域住民)

施業の受委託

補助事業者 (林業経営体)

【事業実績】

事業区分		事業量	補助額
竹林整備	竹林改良	0.73ha	7,956千円
	下刈り	2.09ha	543千円
	8,499千円		



